

令和5年度  
環境消防委員会  
行政視察報告書

- 期 日  
令和5年5月23日（火）～5月26日（金）
- 視察先及び調査事項  
千葉県八千代市
  - ウェアラブルクラウドカメラの導入について国立大学法人信州大学
  - 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムについて神奈川県平塚市
  - 消防指令センターの共同運用について
- 出張者  
委員長 佐伯利彦 委員 越智由美子  
委員 高橋淑子 委員 今井廣一  
委員 坪井剛 委員 武田功  
随行職員 伊藤加寿也

# 特 定 調 査 事 項

## 千葉県八千代市

- ウェアラブルクラウドカメラの導入について
  - 1 ウェアラブルクラウドカメラの概要について
  - 2 導入に至った経緯について
  - 3 導入による効果について
  - 4 現在の課題及び今後の取組について

# 千葉県八千代市

R5. 5. 23 (火)



# 愛媛県西条市行政視察研修会

令和5年5月23日（火曜日）

# ウェアラブル・クラウド 隊員カメラ



千葉県  
八千代市消防本部  
令和5年5月23日

はじめに

(2025年問題について)

日本の人口年齢別比率が劇的に変化し「超高齢化社会」の入口となる年であり社会構造や体制が大きな分岐点を迎え、雇用、医療、福祉など、さまざまな分野に影響を与えることが予想される。

国の対策や方針は・・・

政府は「全世代型社会保障検討会議」を設置し、あらゆる分野で、これから予想される様々な問題について議論を進めています。

・人材不足・知識や技術の継承



行政サービスの低下や安心・安全の低下。

国の動向を踏まえ千葉県では・・・。

2019年9月に、2025年問題以降も持続的な発展を実現するために

「千葉県ICT利活用戦略」を策定。

2023年5月には様々な対策のひとつとして「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」を策定し、様々な分野にデジタルを取入れ、2025年問題以降に生じる様々な課題に取り組む。

国や千葉県の動向を踏まえ  
八千代市では・・・。

2021年

「八千代市ICT利活用推進指針」を策定。

八千代市第5次総合計画の前期基本計画の上位計画とし、ICTを取入れ、行政サービスの向上や行政事務の効率化を行い、デジタル・イノベーションの構築を進めてゆく。

## 市の方針に 消防本部では・・・。

防災DXを推進するため、かねてからの課題であった、人材育成・通信手段などの様々な問題に対し、隊員カメラに着目。

2021年より約1年間、実際の火災現場や救助現場・救急現場にて試験導入。様々なメリットやデメリットを検証。

## 火災現場や救助現場での検証結果

今回は、複数回の実証試験の中で隊員カメラの仕様と機能を最適化することで、災害現場の状況を映像により正確かつ迅速に把握し判断が可能となり、消防活動を行う際の有効性を確認することができました。

実際の火災現場では、通常活用されている無線機や通信用マイクが水滴や粉塵で脆弱化し連絡手段として無効になった一方、隊員カメラの活用で、現場の状況を映像と音声の二軸で判断することができました。通常業務に支障をきたすことがない上、部隊の指揮権者が情報を網羅的に把握し、各部隊に適切な指示を出すことができる状況を作り出したことも特徴的でした。

様々な検証を経て。

東日本大震災から12年。

ICTの利活用により、大震災から学んだ教訓や課題を克服し、さらには、2025年以降の「超高齢化社会」の様々な課題や諸問題に対応するため

**2023年4月より**

**ウェアラブル・クラウドカメラ（隊員カメラ）  
の本格運用の開始。**

ICTって何・・・？。

ICTとは、

インフォメーション・コミュニケーション

テクノロジー



(情報通信技術)

ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有

# ウェアラブ・クラウドカメラ (隊員カメラ)

(ハードウェア仕様)

- ・外形 高さ84mm×幅55mm×厚み30mm
- ・重量 160g
- ・有効画素数 映像100万画素 スナップ200万画素
- ・防水・防塵性能 IP67
- ・動作周囲温度 -20度~50度

(無線使用)

- ・Wi-Fi LTE GPS搭載

(電源使用)

- ・リチウムイオンバッテリー バッテリー駆動時間8時間



クラウドプラットフォーム

映像録画  
セキュア通信 / カメラの管理  
動体・音声検知自動アラート / シェア

いつでもどこにいても

カメラの映像(ライブ・録画)を確認できる

強固なセキュリティ設計  
(AES128bit以上・Perfect Forward Secrecy)

対応カメラ

Safie Viewer

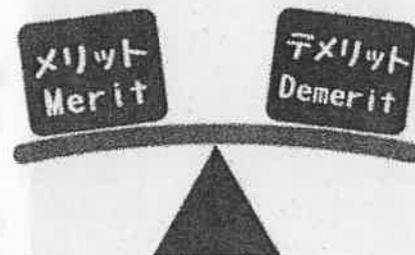
クラウド通信のメリットは・・・？。

- ・ 導入コストの削減。
- ・ 優れた拡張性。
- ・ 容易に情報共有ができる。
- ・ メンテナンスが不要。
- ・ 使用場所を特定しない。
- ・ セキュリティー面の充実。

などが挙げられます。

クラウド通信のデメリットは・・・？。

- ・ セキュリティー強度のコントロールの難しさ。  
など・・・。



## 【要救助者の重症度について現場と本部でリアルタイムの状況共有が可能に】

- ・ 隊員が装着したカメラで付近の様子を写し、状況把握・情報共有。一方、ドローンで災害現場・要救助者の状況を確認し活動方針の決定。
- ・ 担架で運び出す際、救助者の様子を接写で確認し救助。
- ・ 指揮本部などで映像を共有、患者の重症度を踏まえ全体の活動方針を決定。
- ・ 自本部だけでなく他機関にも映像でリアルタイムの情報連携が可能。



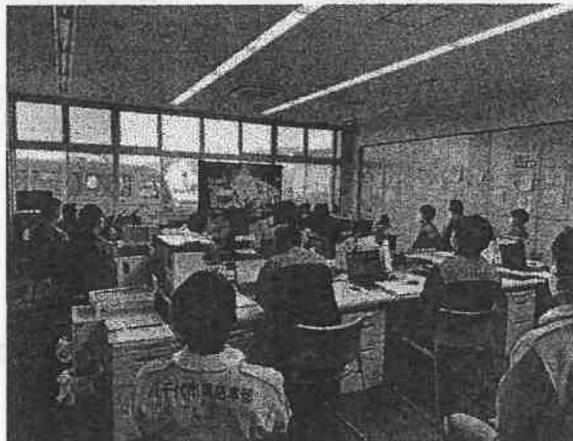
## 【要救助者を遠隔からフォローすることが可能に】



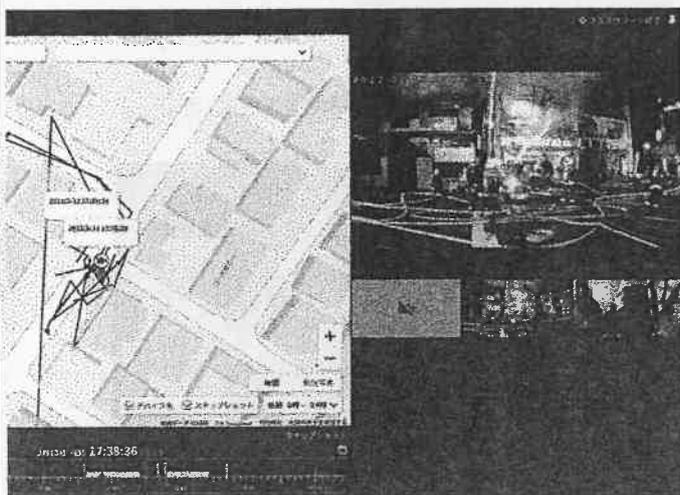
- ・ 狭隘空間での救助活動で隊員カメラを先行して投入し要救助者の様子をいち早く確認し内部の状況や詳細な情報収集を実施。
- ・ 災害現場での活動状況において、無線等により伝わりにくい状況でも映像と併せることで正確に伝達。
- ・ 救助に時間を要する場合、要救助者の近くのカメラで声かけを行い状況を確認し続ける。

## 【活動隊員が消防活動の行動を振り返ることが可能に】

- ・ 災害後の事後検証等に活用。
- ・ 隊員カメラの映像を隊員教育に活用。



## 【カメラの位置情報を確認することで各活動場所にいる隊員に的確に指示を出すことが可能に】



- ・ 災害現場に投入している消防力を確認することで現場隊員の適正配置を考慮。

# 隊員カメラの現在の課題について

## 1. 個人情報の取り扱いについて

①. ウェラブルカメラで記録した災害現場での映像及び音声には、傷病者などの不特定多数の者の個人情報が含まれる場合があり、これらの個人情報の収集は、本人の意思に基づく収集とはいえないことから、個人情報の本人以外からの収集となり、課題は残るものの、消防は公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上、やむを得ないことと考えることから、撮影した動画の使用を、隊員のスキルアップや事後検証に限定しております。

尚、撮影した動画は、コンプライアンスの徹底を図り、適切な管理・運用に努めています。

## 2. カメラ本体の防爆について

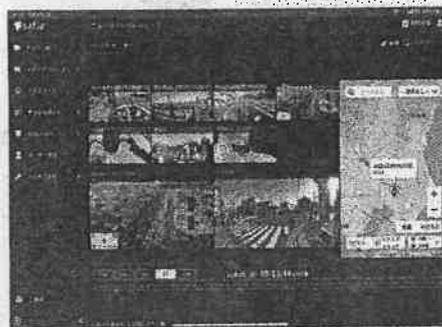
①. カメラ本体は爆対応でないため、可燃性ガスが充満している災害現場や粉塵などが充満している災害現場では、使用を制限する必要がある。

## 3. リチウムイオン充電電池使用による安全性や耐久性について。

①. 隊員カメラ本体の充電はリチウムイオン充電電池を使用しており、リチウムイオン電池の特性上、急激な温度変化や衝撃などを与えると発火する可能性があるため、消防は活動上、過酷な環境下での使用が多く、使用に制限の掛かる可能性がある。

## 4. 隊員間のプライバシーの問題について。

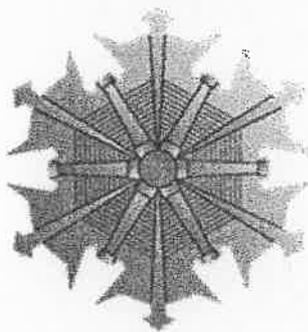
①. 活動時、隊員間の言動がリアルタイムで録画されるため、プライバシー問題が生じる。



## おわりに

八千代市消防本部では、東日本大震災での救助支援活動や通常の災害現場において、現場の状況を知る上で通信環境の重要性を実感するとともに、映像などの視覚情報によって正確に現場の様子を知ることの必要性を感じ、実際の活動の中で、様々なICTツールの活用にいち早く取り組んでまいりました。今回、隊員カメラの導入によって、課題はあるものの、災害現場における情報共有の迅速性かつ正確性が高まり、より適切な指示のもとで最適な救助や火災防ぎょ活動を実施できることが可能になりました。

今後もICT技術の進歩の動向を絶えず注視し、安全で安心できるまちづくりに全力で取り組んでまいります。



ご清聴ありがとうございました。



# 特 定 調 査 事 項

国立大学法人 信州大学

- 松本平ゼロカーボン・コンソーシアムについて
  - 1 概要について
  - 2 設立の経緯について
  - 3 活動内容及び実績について
  - 4 松本市との連携について
  - 5 現在の課題及び今後の取組について

# 国立大学法人信州大学

R5. 5. 24 (水)





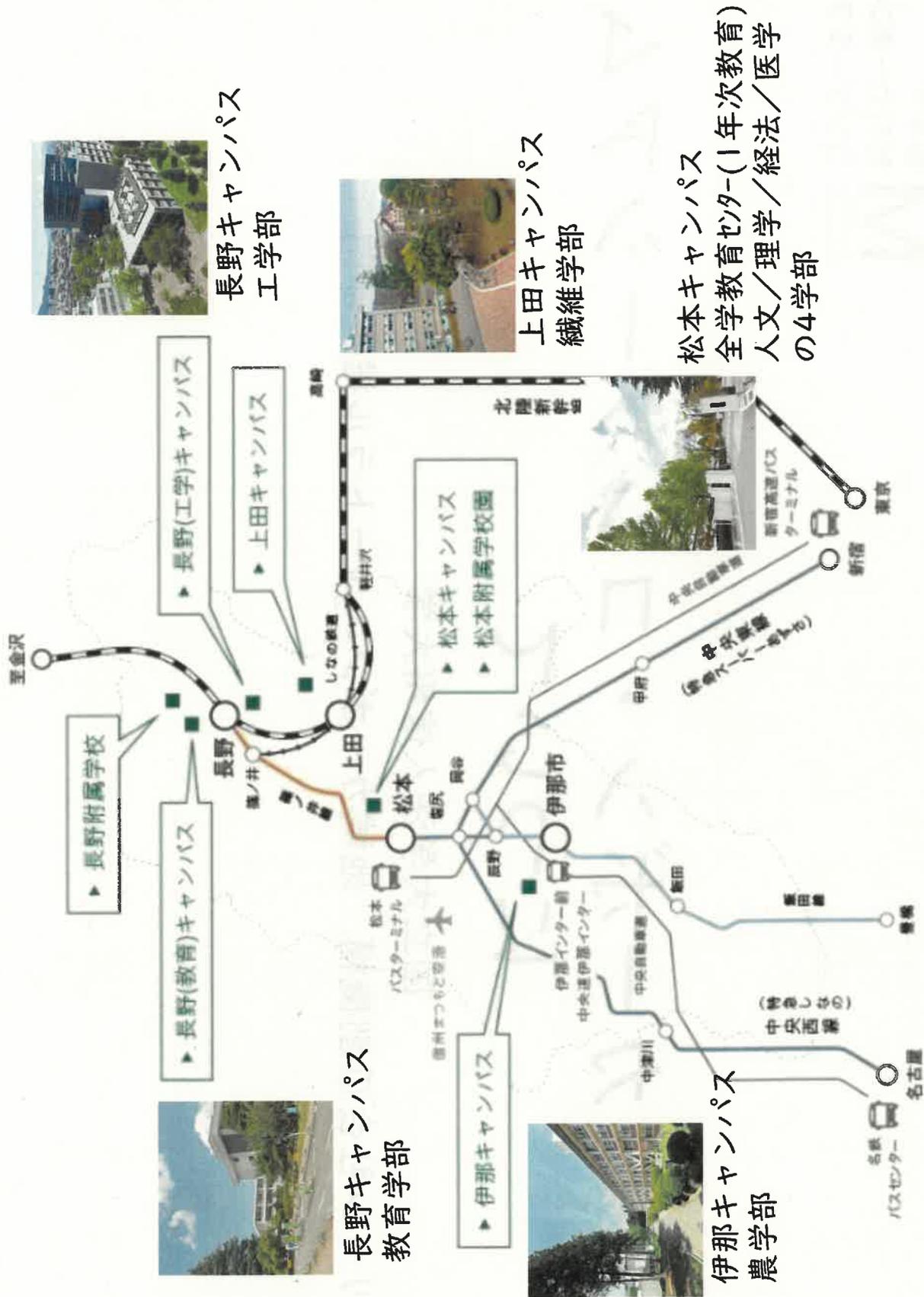
# 松本平ゼロカーボン・コンソーシアム について

国立大学法人信州大学

グリーン社会協創機構 地域カーボンニュートラル推進部門

三つのアルプス、八つの水系の源流を抱え、  
八つの県と隣接し、全国で四番目に広く、  
七十七の市町村で構成される長野県内に  
五つのキャンパスが所在する  
全国有数のタコ足大学。

学生10798人  
教職員2674人  
(2022年度)





# ➤ 設立の経緯・経過と目的

## 〈世界的な社会課題となった気候変動問題〉

- 2015年 パリ協定
- 2018年 IPCC 「1.5℃報告書」
- 2021年 気候変動枠組み条約COP26(英・グラスゴウ)

## 〈日本国内においても対策が急務〉

- 政府 2050年までの「カーボンニュートラル」を宣言(2020年10月)
- 長野県 気候非常事態宣言(2019年12月)、脱炭素社会づくり条例(2020年10月)、長野県ゼロカーボン戦略(2021年6月)



(松本市の気温は100年あたり2.01℃上昇しており、日本の平均(同1.26℃上昇)よりも上昇幅が大きい。)  
出所：松本市温暖化適応策専門部会資料

## 〈松本市における気候変動政策〉

- 2011年 松本市地球温暖化対策実行計画
- 2016年 同改訂・再生可能エネルギー地産地消推進計画  
「パートナーシップ推進組織による再生エネルギー推進支援」が明記
- 2019年 竜温泉せせらぎの湯に木質チップボイラー導入
- 2020年 気候非常事態宣言(ゼロカーボンシティ宣言)
- 2021年 乗鞍高原が日本初の「ゼロカーボンパーク」に登録  
地球温暖化対策実行計画改定

## 〈信州大学における環境・サステイナビリティの活動〉

- 2001年 国公立大学として初のISO14001認証を取得(工学部)
- 2004年 「環境マインドをもつ人材養成」文部科学省特色GP採択
- 2017年 ISOの枠にとどまらない環境マネジメントシステムを発足
- 2019年 全学横断特別教育プログラム「環境マインド実践人材養成コース」を開始

UI Green Metric World University Rankingsにおいて世界38位、国内では3年連続1位(2018~2020年)の評価を獲得

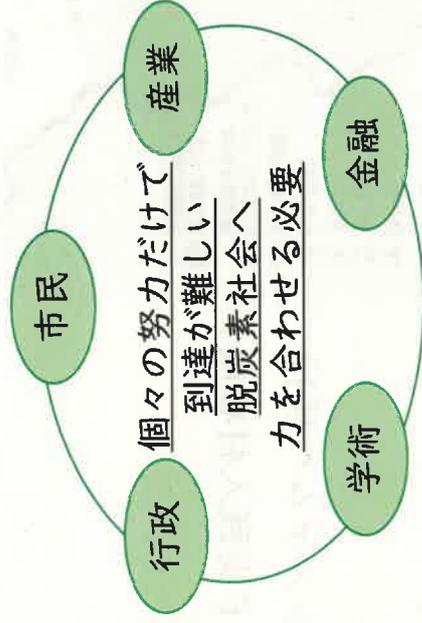
## 〈2021年7月から進めた検討〉

設立準備会：地域内外の知見を結集  
松本商工会議所、松本ガス株式会社、エア・ウォーター株式会社、ENEOSホールディングス株式会社、八十二銀行、長野銀行、松本信用金庫、環境エネルギー政策研究所、国立大学法人信州大学、松本市

- ### 〈世界で求められる取り組み〉
1. 化石燃料由来のエネルギーを自然由来のものに替えていく(エネルギー転換)
  2. 必要最小限のエネルギー使用で済むライフ&ビジネススタイル(エネルギー効率化)
  3. エネルギー転換とエネルギー効率化が合理的に進む社会のしくみづくり(インフラ)

## 〈私たちの思い〉

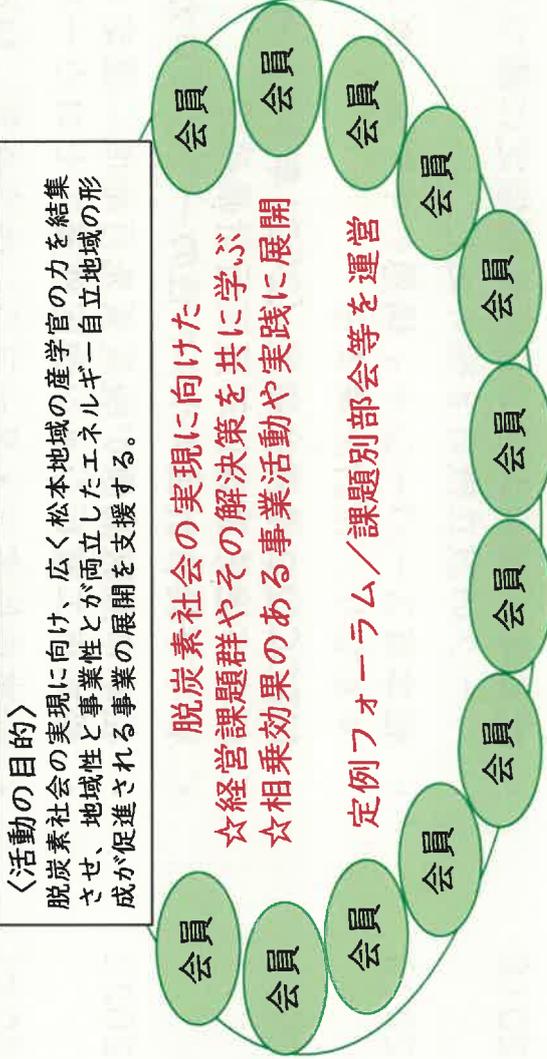
- ◆ 恵まれた信州・松本平の自然環境と自然資源の価値を損なうことなく、未来に継いでいきたい。
- ◆ 世界的な社会課題への取り組みを先導しつつ、暮らしをより豊かで快適にし、地域の産業をより活力ある姿に変貌させていきたい。



## 〈活動の目的〉

脱炭素社会の実現に向け、広く松本地域の産学官の力を結集させ、地域性と事業性とが両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の展開を支援する。

## 活動内容と運営体制



### 〈活動内容〉

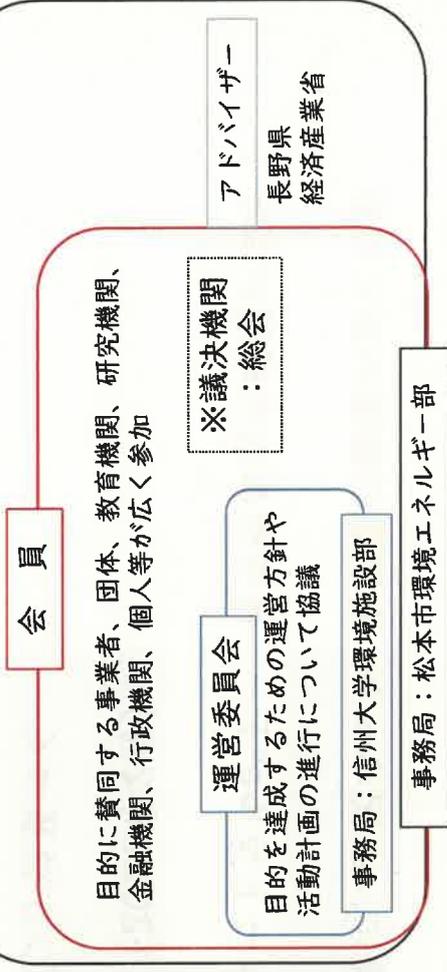
1. 地域主導型のエネルギー事業の確立  
 テーマ例：地域新電力による域内再生エネを用いた地域経済循環、VPPやマイクログリッド等を用いた地産地消型サービスの事業化検討・実装
2. 再生可能エネルギーの導入  
 テーマ例：初期費用ゼロのPPA型設備や営農型太陽光発電の普及、水力・地熱・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの最大限導入に向けた課題解決
3. 住宅・ビル等の省エネ技術開発と普及  
 テーマ例：新築建築物ZEH・ZEB化の加速、既存建築物の改修、あらゆる設備の省エネ化に向けた技術・課題解決
4. EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）等の普及  
 テーマ例：地域内最大のCO2排出源である運輸部門の排出量削減に向けたEV・FCVやマイクログレモビリティの導入推進、普及のためのインフラ整備
5. その他、脱炭素社会の実現のために必要な活動

### 〈運営体制〉

#### ● 発起人

臥雲義尚・松本市長／中村宗一郎・信州大学長

松本ゼロカーボン・コンソーシアムの組織



### 役員

|       |   |
|-------|---|
| 会長    | 林靖人（信州大学副学長）  |
| 副会長   | 清水是昭（松本ガス株式会社代表取締役社長）<br>宮之本伸（松本市副市長）   |
| 監事    | 八十二銀行、長野銀行、松本信用金庫   |
| 運営委員長 | 茅野恒秀（信州大学人文学部准教授）   |
| 運営委員  | 信州大学、松本市、松本市商工会議所、八十二銀行、長野銀行、松本信用金庫、認定NPO法人環境エネルギー政策研究所<br>※2023年度より塩尻市、安曇野市、朝日村、山形村も就任予定 |

## ▶ 経緯・経過のポイント (松本市の環境政策に対する信州大学の関わり)

| 年度      | 主な経緯・経過  |
|---------|--|
| 2015～16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>松本市内で地域エネルギーに関する連続ワークショップ（講師：信州大学人文学部・茅野恒秀准教授）</li> <li>松本市地球温暖化対策実行計画改定</li> <li>松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画策定</li> </ul> |
| 2017    | <ul style="list-style-type: none"> <li>信州大学主催の勉強会に20社以上が集まる</li> <li>（仮称）松本地域再生可能エネルギー事業化支援ネットワークの構想に参加者の賛同を得る</li> </ul>                                  |
| 2018    | <ul style="list-style-type: none"> <li>松本市・信州大学の包括連携協定に基づく事業に、上記ネットワークの設立検討を組み込む</li> </ul>  |
| 2020    | <ul style="list-style-type: none"> <li>松本市スーパーシティ構想の中でカーボンニュートラルがテーマとなり、検討が深まる</li> </ul>  |
| 2021    | <ul style="list-style-type: none"> <li>MZCC設立準備会発足（2021年7月）→設立（2022年2月）</li> <li>松本市地球温暖化対策実行計画改定</li> <li>松本市総合計画の5本の柱の一つにゼロカーボンが位置づく</li> </ul>          |
| 2022    | <ul style="list-style-type: none"> <li>松本市乗鞍高原が脱炭素先行地域に選定される</li> <li>松本市工業ビジョン改定作業でゼロカーボン部会が組織</li> </ul>   |
| 2023    | <ul style="list-style-type: none"> <li>松本市住宅マスタープラン改定作業にMZCC関係者が参画</li> </ul>  |

※市民主導で企画したワークショップに市役所や金融機関も参加していた

※組織対組織の形に昇華

※市理事者の理解が深まる

→産業政策へ波及

→住宅政策へも波及しつつある

# 活動の具体的展望



湘南のカーボンフリー (先進例：湘南電力)



## 【現状】

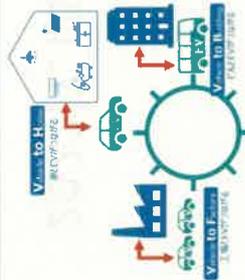
- ★地域のエネルギー費用は多くが域外へ流出 (化石燃料依存、従来の電力システム)



## 【効果】

- ☆地域内経済循環(雇用創出、収益の地域還元等)
- ☆災害時にも安全安心な暮らし

(先進例：飯田まちづくり電力)



(EVによる電力融通の例) のりくら高原ミライズ



(グリーンズローモビリティ導入予定：乗鞍高原)

## 【現状】

- ★長野県内では運輸部門は最大の二酸化炭素排出源

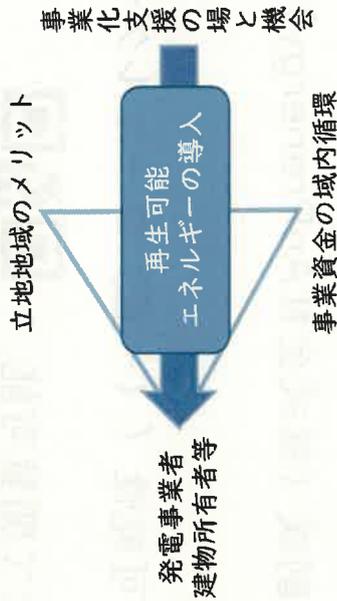


## 【効果】

- ☆温室効果ガスの効果的かつ大きな排出削減
- ☆観光地等での率先導入による地域付加価値の向上
- ☆「動く蓄電池」としての役割による災害時電力確保

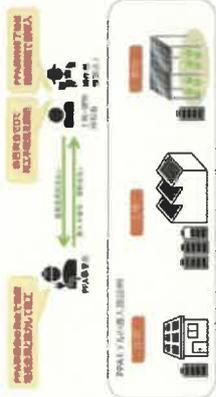
## 【現状】

- ★松本地域の豊富な地域資源を十分に活かせていない
- ★無理なく、大量導入できる仕組みを創れていない



## 【効果】

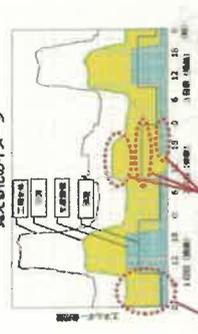
- ☆再生エネの大量導入による脱炭素社会づくり
- ☆地域内事業創出、エネルギー自給率の向上



## 【信州型健康ゼロエネ住宅のイメージ】



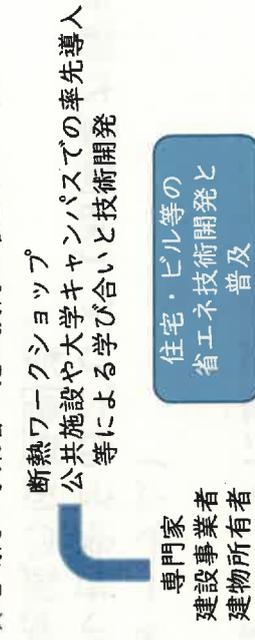
(信州型健康ゼロエネ住宅 (仮称) 推進指針検討専門委員会資料)



『信州ゼロカーボンBOOK事業者編』

## 【現状】

- ☆長野県ゼロカーボン戦略では2030年に新築建造物のZEH・ZEB化の方針が決まっている
- ★地域内の事業者の施工技術は確立していない



## 【効果】

- ☆エネルギー使用の効率化と総量減
- ☆ヒートショックの減少による快適・安心な生活環境
- ☆地域内事業者の施工能力と付加価値の向上

## ➤ 2022年度の活動成果

### (1) 定例フォーラム（相互学習・交流の場）

- 2022年度は「地域主導のエネルギー事業の確立」をテーマに連続開催  
2022.4.28 設立記念シンポジウム（第1回定例フォーラム）  
基調講演：自立分散型のサステイナブル社会をめざして（湘南電力株式会社）  
パネル討論「松本平のゼロカーボンと地域の価値創造」
- 2022.7.15 第2回定例フォーラム  
基調講演：鹿角市における新電力事業の経過と課題（鹿角市、株式会社かづのパワー）
- 2022.10.28 第3回定例フォーラム  
基調講演：地域エネルギー事業と地方創成（株式会社AnPrenergy）
- 2022.12.15 第4回定例フォーラム  
基調講演：地域新電力の現状・課題・可能性（（一社）ローカルグッド創成機構）

※各回の模様はMZCCウェブサイトからYouTubeにて閲覧可能

<https://mzcc.jp/>



## ➤ 2022年度の活動成果

### (2) 課題別部会（共同実践の場）

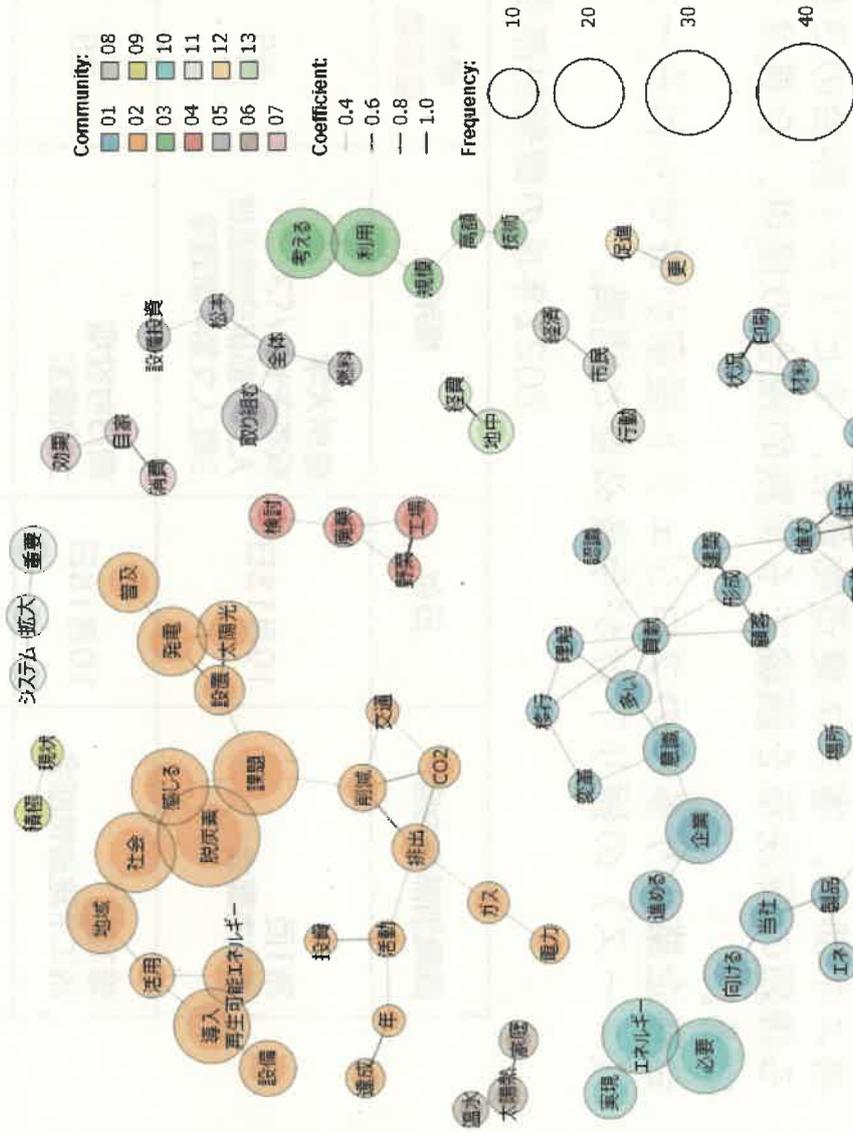
- 再エネ部会、省エネ建造物部会、モビリティ部会の3部会が立ち上がり、会員が有する課題の解決策を議論する実践的機会の提供、会員ネットワークの質的向上を図っている。
- 会員企業より多くのプロジェクト提案が寄せられる一方、地域課題・個社の課題（ニーズ）の掘り下げが今後必要と認識。

### 2022年度の課題別部会活動実績

| 課題別部会内容         | 日付     | 場所  | 参加<br>会員数 | プロジェクト<br>提案数 | 主な内容   |
|-----------------|--------|---|-----------|---------------|--|
| 第1回<br>再エネ部会    | 10月13日 | 信州大学<br>松本キャンパス<br>人文学部研究講義棟<br>3階人文第4講義室 | 55        | 9             | <ul style="list-style-type: none"> <li>ソーラーシェアリング</li> <li>太陽光(PPA)</li> <li>小水力発電</li> <li>バイオマス発電</li> <li>地域マイクログリッド</li> </ul> |
| 第1回<br>省エネ建造物部会 | 10月18日 | 朝日村役場<br>大会議室                             | 28        | 2             | <ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロエネルギー化と断熱強化</li> <li>省エネコントロールシステム</li> <li>話題提供(朝日村役場庁舎について)</li> </ul>                  |
| 第1回<br>モビリティ部会  | 10月20日 | 信州大学<br>松本キャンパス<br>人文経法棟<br>6階人文学部会議室     | 33        | 4             | <ul style="list-style-type: none"> <li>EV普及に向けた充電設備配置</li> <li>EV導入/EVバス</li> <li>マイクромобリティシェア</li> <li>廃食用油によるBDF</li> </ul>    |

## ➤ 会員の抱える課題について

(1) 入会時に入会フォームへ記載いただいた課題（地元関係企業60社分）



- 【課題の主な例】
- 「知識やノウハウ不足」「情報収集・研究開発」
  - 「CO2排出量の見える化」「地域の自立・維持」
  - 「設備投資できる余裕がない」
  - 「イニシャルコスト」
  - 「省エネ技術及び設備の導入・活用」
  - 「太陽光設備の設置普及」「太陽熱の普及」
  - 「クリーンで安い電力」
  - 「自給できるエネルギー確保」
  - 「資源となる原料のエネルギー利用」
  - 「ZEH率の向上」「既存建造物の改修」
  - 「電気自動車の普及」
  - 「地域の物流や通勤時などの移動に伴う排出量削減」
  - 「需要側の意識・行動変容」
  - 「観光との連動」
  - 「TCFD（気候関連財務情報開示）対応」
  - 「企業が単独で取り組むには限界」
  - 「長期ビジョン、目標」
  - 「社会がどこへ行くのか見通せない」

(テキストマイニングソフトKH Coderによる共起ネットワーク)

## ➤ 会員の抱える課題について

(2) 2022年12月～2023年1月にかけて収集した課題群

- ① 事業所への再エネ導入支援
- ② 地域再エネポテンシャルの引き出しと地域主導の事業化支援

断熱ワークショップ  
 公共施設や大学キャンパスでの率先導入  
 等による学び合いと技術開発

- ③ 断熱・省エネの実行支援
- ④ ゼロエネルギー建築物の主流化

住宅・ビル等の  
 省エネ技術開発と  
 普及

専門家  
 建設事業者  
 建物所有者

【効果】 ☆エネルギー使用の効率化と総量減  
 ☆ヒートショックの減少による快適・安心な生活環境  
 ☆地域内事業者の施工能力と付加価値の向上

- ⑤ 交通事業者との連携による取り組み
- ⑥ EVへの転換、燃料転換の組織だった取り組み

化石燃料に依存した運輸

産学官連携による効率的導入  
 地産エネルギーによる充電

EV・FCV等の  
 普及

モビリティの脱炭素の実現  
 地域にメリットをもたらす

立地地域のメリット

再生可能  
 エネルギーの導入

事業資金の域内循環

発電事業者  
 建物所有者等

- ⑦ 事業所の脱炭素対応に対する相談→ソリューションのマッチング
  - ⑧ 「公正な移行」に関する支援
  - ⑨ 脱炭素の取り組みに派生する／根底にある課題解決
  - ⑩ 組織内連携／組織間連携の円滑化
- (※調査期間中に収集した38の課題を運営委員会にて整理)

- ・ 様々な取り組みを試行できるテストベッド
- ・ 会員同士のコミュニケーションの深化

# 世界における同種の取り組み事例



ドイツ ヘッセン州北部カッセル市を拠点とする  
deENet (ディーネット)  
<https://www.deenet.org/>

\*分散型エネルギー技術、エネルギー効率化、気候保護のためのネットワーク組織  
\*2003年、カッセル大学の分散型エネルギー技術研究所(IdE)が中心となり設立



## \*活動項目

- 革新的なプロジェクト実施のサポート
- 資金調達プログラムに関するアドバイスと資金調達支援
- ネットワーク管理
- 再生可能エネルギーの使用・効率の改善に関する情報・知識の伝達
- 新しいビジネスモデルの立ち上げ促進・開発
- イベント管理・広報
- 自治体・企業・エネルギー協同組合などに対する助言



\*100を超える組織・機関が参画  
ベンチャー企業、中小・大企業  
研究機関  
地方自治体 (ヘッセン州北部地区、カッセル市、州、連邦機関など)  
個人 など100を超える組織・機関

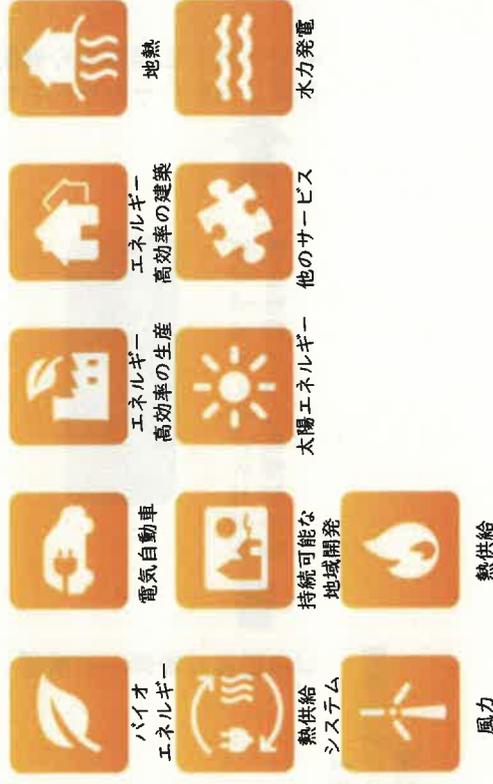


## ◆活動例 Barcamp Renewables

- 再エネに関する活動の発表/関係者の情報交換・ネットワークキング
- プロジェクトに関する活発な議論、講義、情報交換、およびソーシャルメディアを介して幅広い聴衆に届く効果的なコンテンツを奨励



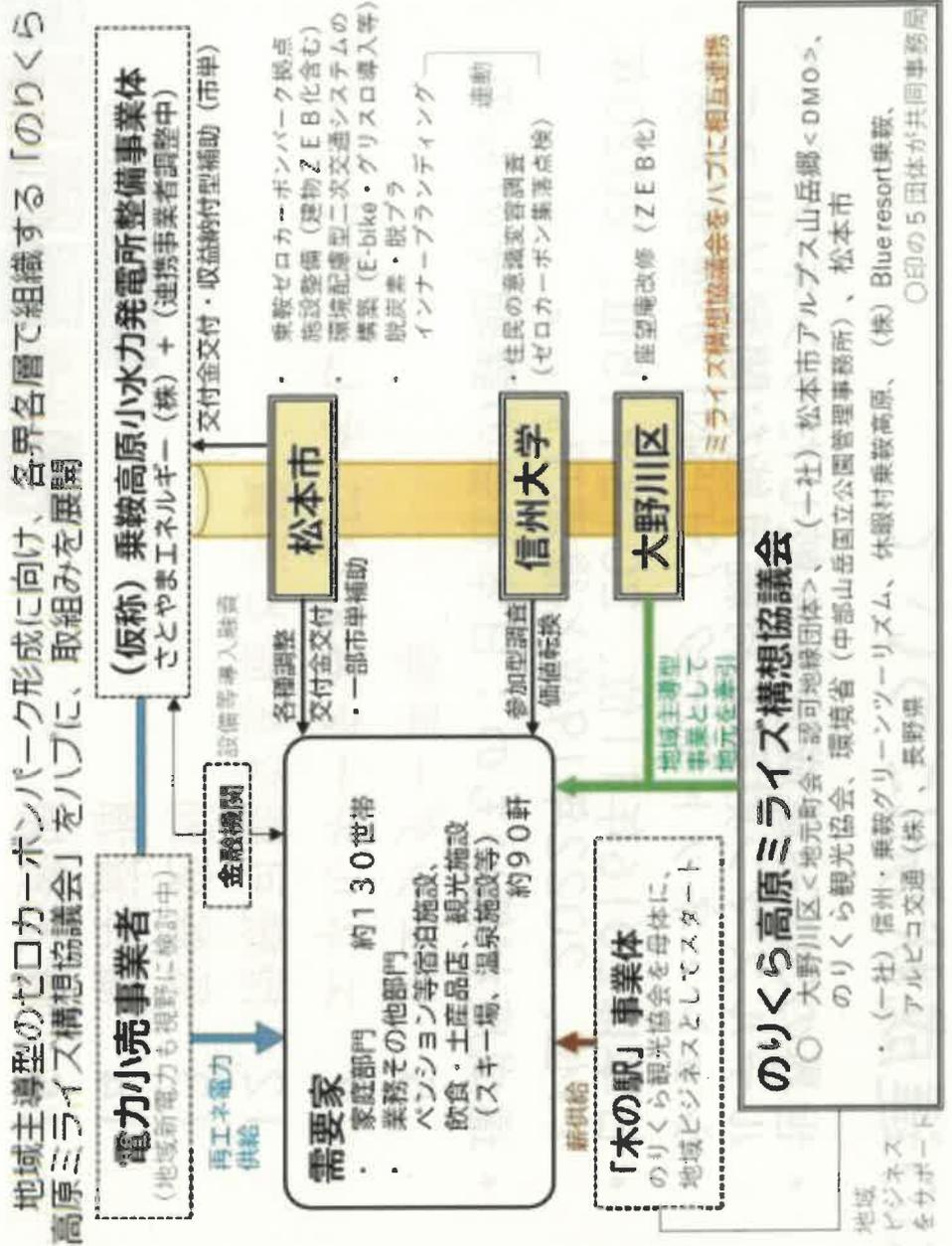
## 参画主体の多様な業種



- ◆活動例 北ヘッセン エネルギー転換憲章
- ヘッセン州北部の地方自治体に、将来のエネルギー転換活動の共通の目標と方向性を示す取り組み
- 電力、熱、モビリティの各分野を対象とし、政策支援とフォローアップを実施

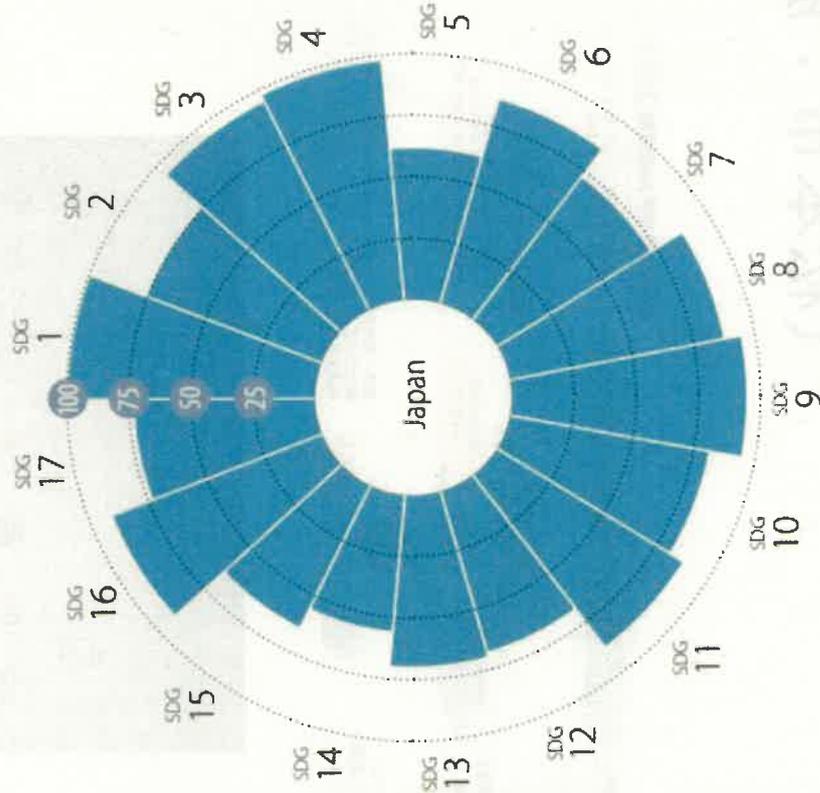


# ご参考① のりくら高原「ゼロカーボンパーク」の具現化 (松本市：脱炭素先行地域選定)



## ご参考② SDGs 日本の達成状況について

### ▼ AVERAGE PERFORMANCE BY SDG



- 世界のSDGs達成度を比較したランキング（ベ  
ルテルスマン財団と持続可能な開発ソリュー  
ション・ネットワーク（SDSN）が毎年発表）。
- 日本は2016年11位、2018年15位、2020年  
17位、2022年19位と後退中。。。。
- 達成度が低いもの：日本社会の課題そのもの

- 5 ジェンダー平等
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 12 持続可能な生産と消費
- 13 気候変動
- 14 海洋資源
- 15 陸上資源
- 17 パートナリーシップ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



### ご参考③ 長野県内では多くの地域で 学びと対話、多主体協働が進む

白馬八方尾根スキー場：再エネ電力でリフト操業



白馬高校、白馬南小での校舎断熱ワークショップ



### 白馬村

地域と暮らしのゼロカーボン勉強会（木曜定例）



<https://www.hoppo-one.jp/sdgs/17529/> <https://il-bosco.com/>  
<http://hakuba-sdgs-lab.org/> <https://www.facebook.com/zercarbonchool/>

箕輪町：産業界とのゼロカーボン対話を開始



<https://ima-dani.net/topics/detail/?id=61221>

飯田市：環境文化都市づくりプラットフォームへ

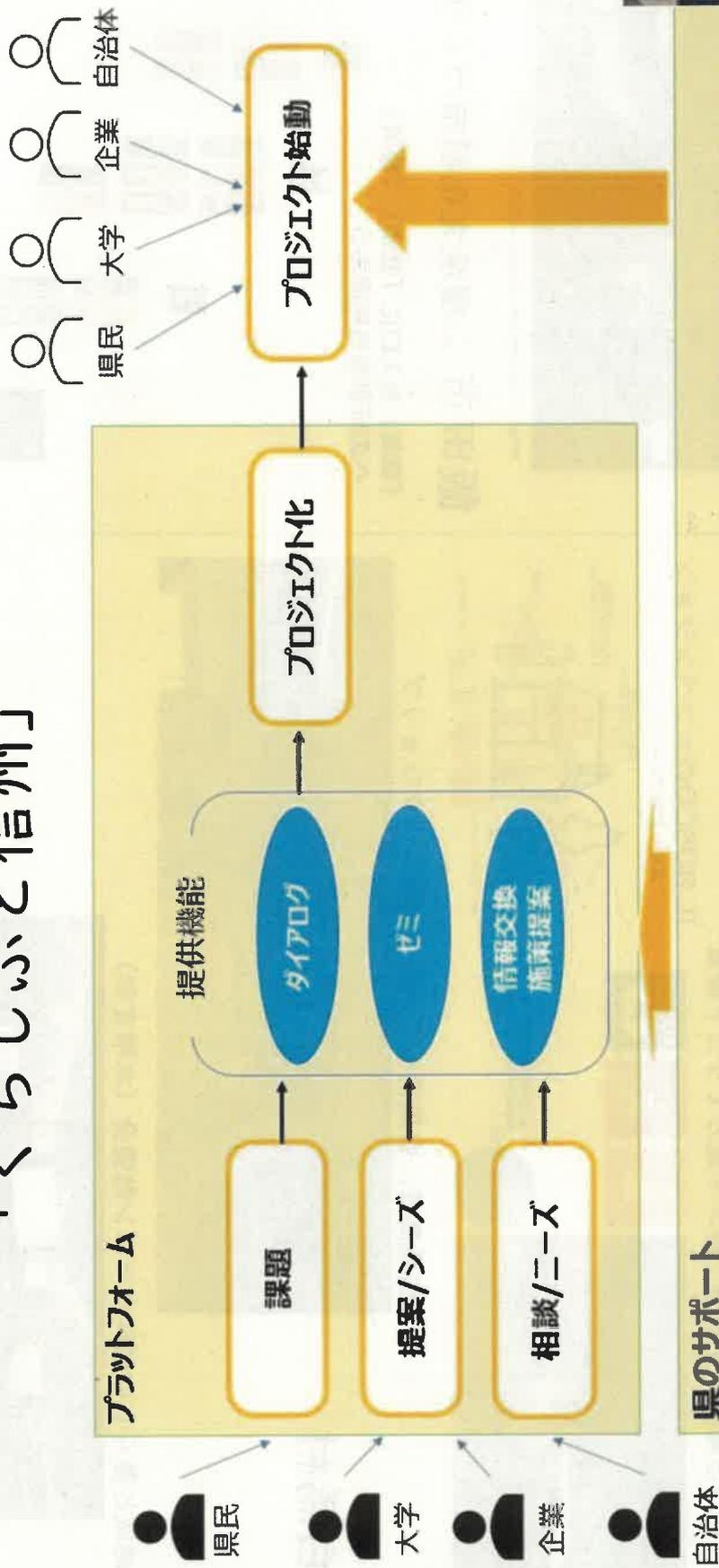
「環境」を入口に「社会」「経済」への好影響も見据える



自ら考え行動する仲間が集う  
「対話」と「実践」を支える場所

(2022.6.29飯田市環境文化都市づくりプラットフォーム キックオフイベント資料より)

# ご参考④ 長野県のゼロカーボン社会共創プラットフォーム 「くらしふと信州」



## 県のサポート

- ダイアログ（アイデアを出し合う「対話」）やゼミ（ライフスタイルなどを変える「学び」）、情報交換の場を企画・運営
- プロジェクト化に向け必要な人、資源、情報をつなげるコーディネート機能
- 専門的な知見のあるアドバイザーを派遣、活動拠点の運営（長野市内に開設）



くらしふと信州  
ウェブサイト

## 松本平ゼロカーボン・コンソーシアム 設立趣意書

気候変動が全世界的な政策課題となっています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は2018年、いわゆる「1.5℃特別報告書」を発表し、人為起源による地球の平均気温上昇を1.5℃以内に制御するためには、世界全体で二酸化炭素の実質排出量を2050年前後にゼロとする必要があるとの提言をまとめました。この「2050ゼロカーボン」を達成するため、国際社会から地域社会までが一丸となって、脱炭素社会づくりに取り組みはじめています。

松本平は恵まれた自然環境を有する地域であり、山岳・高原から森林・田園、市街地に至るまでの私たちの暮らしは、この自然環境の恩恵なしには成立しません。これらの恩恵を永続的に受け続けるために、松本平においても2050ゼロカーボンに向けた取り組みを進めていく必要があります。さらに、私たちはこの脱炭素社会への転換を通じて、世界的課題への取り組みを先導しつつ、市民の生活をより豊かで快適に、地域の産業をより活力ある姿に変貌させていきたいと願います。

こうした課題に向きあい、未来を切り拓いていくために、私たちは松本平ゼロカーボン・コンソーシアムを結成し、広く松本地域の産学官の力を結集させ、地域性と事業性が両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の展開を支援します。

2022年2月21日

発起人



## 松本平ゼロカーボン・コンソーシアム 規約

### (名称)

第1条 本会は、松本平ゼロカーボン・コンソーシアムと称する。

### (目的)

第2条 本会は、世界的に求められることとなった2050年を目標とする「脱炭素社会」の実現に向け、広く松本地域の産学官の力を結集させ、地域性と事業性とが両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の展開を支援することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げるテーマに関して、会員の相互学習と共同実践の機会を定期的に設ける。

- (1) 地域主導型のエネルギー事業の確立
- (2) 再生可能エネルギーの導入
- (3) 住宅・ビル等の省エネ技術開発と普及
- (4) EV（電気自動車）やFCV（燃料電池自動車）等の普及
- (5) その他、脱炭素社会の実現のために必要な活動

### (会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する事業者、団体、教育機関、研究機関、金融機関、行政機関、個人等の会員により構成する。ただし、反社会的な活動を行う団体やこれに従事する者は会員となることはできない。

- 2 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出するものとする。
- 3 本会を退会しようとする会員は、別に定める退会申出書を提出するものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、会員が本会の名誉を毀損する行為を行ったとき、その他会員を除名すべき正当な事由があるときは、運営委員会の協議を経て、会長は当該会員を除名することができる。

### (役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 監事 若干名
  - (4) 運営委員 若干名
- 2 役員は、総会において、会員の互選によりこれを定める。
  - 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員が任期の途中で辞任した場合は、後任者がその残任期間を引き継ぐものとする。

(役員職務)

第6条 役員が行う職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 運営委員は、会員の意向を丁寧に把握したうえで、本会の目的を達成するための運営方針や活動計画の進行について協議する。

(運営委員会)

第7条 本会に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会に、次に掲げる委員を置く。いずれも運営委員の互選により選出する。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
- 3 運営委員会の事務局を信州大学環境施設部内に置く。
- 4 運営委員会は、会長が招集し、運営委員長が会議の議長を務める。ただし、緊急を要する場合等には、全運営委員の持ち回り審議（書面またはメールによる回答を含む）によって、これに代えることができる。
- 5 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため運営委員会に出席することができない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該運営委員は、運営委員会に出席したものとみなす。
- 8 議長は、第2条の目的を達成するため必要があると認めるときは、運営委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(アドバイザー)

第8条 本会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 アドバイザーは、本会の推進に係る業務全般に対し、助言を行う。

(総会)

第9条 本会の最高議決機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 3 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 会長は、第2条の目的を達成するため必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

#### (総会の種類等)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催し、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 活動計画及び活動報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 役員及びアドバイザーの選出に関すること。
  - (5) その他重要な事項に関すること。
- 3 臨時総会は、臨時に審議し、若しくは報告を受ける事項があるとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

#### (課題別部会)

第11条 第3条の活動の具体化を図るため、本会に課題別部会を設置することができる。

#### (活動年度)

第12条 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

#### (事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、松本市環境エネルギー部内に事務局を置く。

#### (秘密情報の保持及び管理)

第14条 秘密情報(本会の活動を通じて会員及び事務局(アドバイザーを含む。)(以下「会員等」という。))が入手した情報のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)は、会長が管理責任者となる。

- (1) 個人情報
  - (2) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示の際に当該会員が秘密指定したもの
  - (3) その他開示者である会員等が秘密情報として指定したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない

いものとする。

- (1) 会員等が知り得た時点で、既に公知となっていた情報
  - (2) 会員等が知り得た時点で、開示者である会員等から秘密情報に当たらない旨の通知を受けた情報
  - (3) 会員等が知り得た後、会員等の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (4) 会員等が第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報
- 3 秘密情報は、第2条の目的以外に使用してはならない。
- 4 会員等は、第三者に秘密情報の開示又は漏えいをしてはならない。ただし、第三者への秘密情報の開示が必要な場合は、当該開示について、開示者である会員等の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関又は行政機関の要請により秘密情報の開示を要求された場合は、事務局は、会長と協議の上、当該要求の範囲内で開示することができる。ただし、当該開示者である会員等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 6 第1項から前項までの規定は、会員が退会し、又は本会が解散した後も効力を有するものとする。

(知的財産権等の帰属)

第15条 本会の活動において新たに発生した知的財産権（特許権、著作権等をいう。）、その他会長が重要と認める権利の帰属について、会員は、会長と協議の上、決定し、総会に報告するものとする。

(書類等の備付け)

第16条 本会は、事務局（運営委員会事務局を含む）に活動に係る書類及び収支に係る帳簿を備え付けるものとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会での協議を経て、会長が別に定め、都度、総会において報告する。

附則

- 1 この規約は、令和4（2022）年2月21日から施行する。
- 2 本会の設立当初の活動年度は、第12条の規定にかかわらず、設立日から令和5（2023）年3月末日までとする。

# 特 定 調 査 事 項

## 神奈川県平塚市

- 消防指令センターの共同運用について
  - 1 消防指令センターの概要について
  - 2 共同運用に至った経緯について
  - 3 共同運用による効果について
  - 4 現在の課題及び今後の取組について

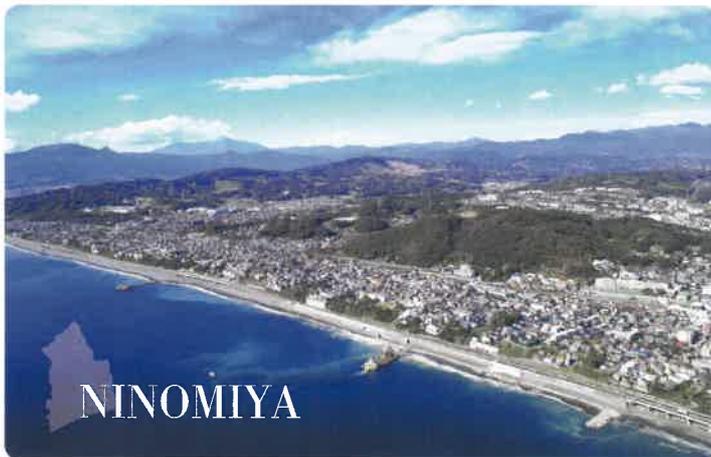
# 神奈川県平塚市

R5. 5. 25 (木)



# 平塚市・大磯町・二宮町 共同消防指令センター

FIRE DEPARTMENT



平塚市、大磯町及び二宮町消防通信指令事務協議会

# 迅速かつ的確な消防活動の効果的な運用を図り、 住民の生命・財産を守る高機能消防指令システム



平塚市長  
落合 克宏



大磯町長  
中崎 久雄



二宮町長 /  
村田 邦子

## ごあいさつ

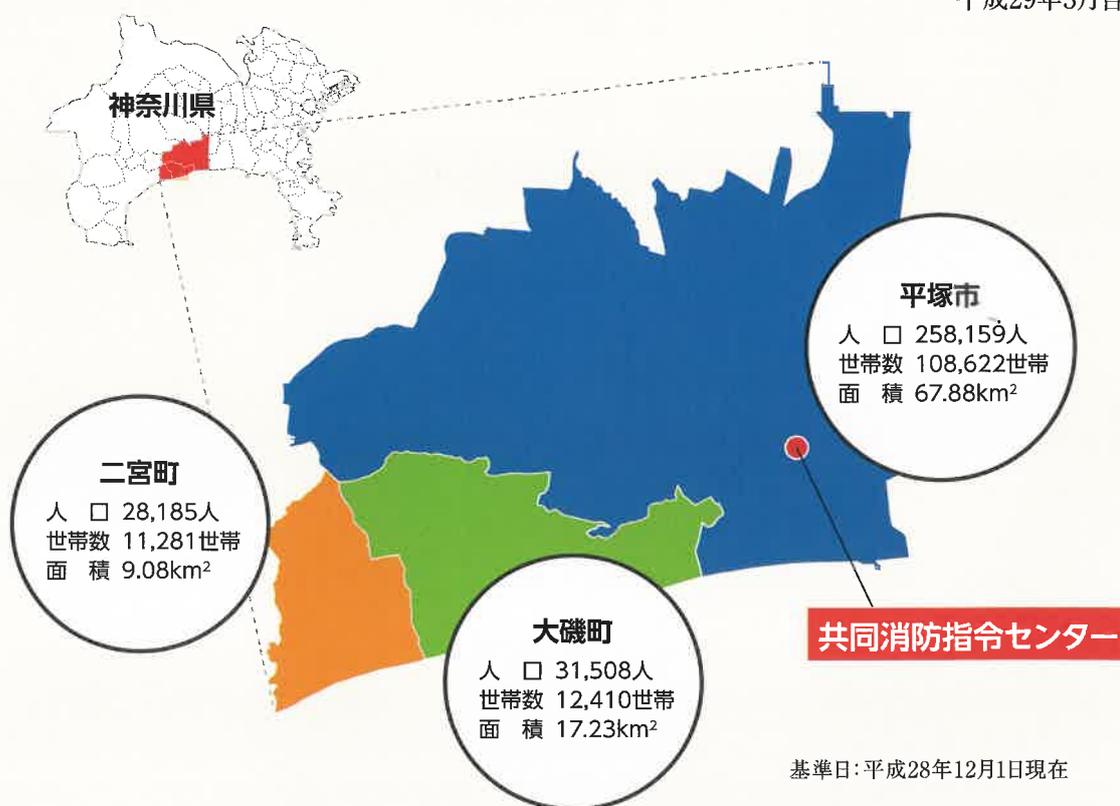
近年、大規模な災害が全国的に発生し、消防には高度で複雑な対応が求められています。県内消防本部は平成28年4月から、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく連携の強化を図り、広域的な災害に対する対応力の充実に努めています。

このような中、平塚市、大磯町及び二宮町では、平成28年度に共同で「高機能消防指令システム」を整備し、平成29年4月から消防指令業務の共同運用を開始します。

このシステムにより、各市町で発生した災害の情報を一元管理するとともに、相互に連携を図り、災害対応体制を強化します。具体的には、共同消防指令センターが119番通報を受信すると、出場部隊の編成や出場指令を行うとともに、必要な情報を部隊に提供し共有できるため、より迅速・的確な活動が可能になります。

今後も市民及び町民の皆様が安心・安全に暮らしていただけるよう、消防の責務を果たすとともに、防災行政の充実・強化に努めてまいります。

平成29年3月吉日



基準日：平成28年12月1日現在

# 119番通報から現場到着までの一連の流れ



平塚市内  
大磯町内  
二宮町内

## 1 通報受付



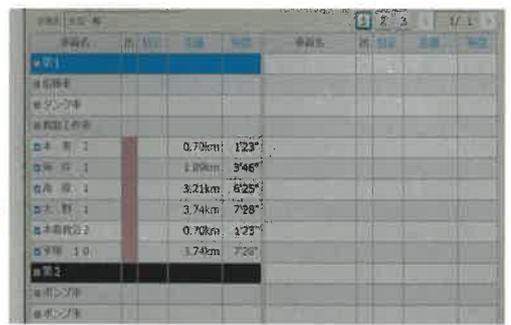
119番の通報は指令センターで受け付けます。通報の内容から火災、救急、救助など災害種別を判断します。

## 2 災害発生地点の決定



通報者から聞き取る内容（住所、付近の目標物など）と統合型位置情報システムから災害地点を特定します。

## 3 出場隊の編成



予告指令により消防隊、救急隊等が出場準備を進める間に、災害の規模や内容に応じた最も近い部隊を自動的に選別し、出場部隊の編成を行います。

## 4 出場指令

対象の各消防署所へ出場指令が流れます。その情報を元に、迅速に災害現場へ駆けつけます。



平塚市消防署 出場  
大磯町消防署 出場  
二宮町消防署 出場

## 共同消防指令センターの特長とその機能

- ①現場到着時間の短縮
- ②大規模災害への対応
- ③住民サービスの向上
- ④現場活動の支援強化



### 統合型位置情報システム



通報者が動揺していたり、自分の居場所がわからないなど正確な位置情報が得られない場合でも、本システムで通報地点を素早く特定することができます。  
災害地点の確認がよりスムーズに行え、より迅速な現場への出場が可能となります。

### 出動車両運用管理装置



GPS(全地球測位システム)を活用して、リアルタイムに消防・救急車両の位置・活動状況を常時把握しています。これにより、災害地点を特定すると同時に災害現場に最も近い位置の車両から選別して出場部隊を自動的に編成し、最短時間による現場到着をサポートします。指令台や車両運用端末と連動し、各車両の動態情報を一覧表示します。

### 駆けつけ



各署所の災害出場した場合で連絡するこ



## NET119・緊急通報システム



聴覚、音声及び言語機能障がいがあり、音声による通報が困難な方のために、スマートフォンや携帯電話等を活用した119番通報を受信する装置です。

GPSによる発信位置情報から通報場所を特定できるなど、必要最低限の操作で通報が可能です。

## FAX119番通報設備

聴覚障がいや音声・言語機能障がいなど、音声による通報が困難な方のために、FAXを用いた119番通報受付にも対応しています。

音声による通報と同様に迅速に出場指令が行えます。



## 入み通報装置



入口に設置されており、より署員が不在になった場合、直接指令センターに通報することができます。

## 指令装置

119番通報受付をはじめ、指令管制業務に関わる全ての通信機器を取り扱うとともに、自動出動指定装置、地図等検索装置を収容し、連携して運用を行います。指令装置は、4画面フルタッチパネルディスプレイで構成され、電子ペンや手書き文字認識を採用することで操作性の向上を図り、迅速・確実に指令管制業務を行います。また、指揮台及び無線統制台も同様の機能を有しています。



### ● 輻輳モード

大規模災害発生時など119番通報が集中する状況下において、通常時は1台あたり1本の通報のみに対応していますが、1台あたり2本の通報に対応可能となります。



【通常運用時】

通常4画面(自動、地図、多目的、補助)のディスプレイを活用して、迅速かつ正確な指令管制業務を行います。



【大規模災害時】

大地震や台風など大規模災害により通報が多発した場合、指令台を切り替えて運用を行います。

聴覚や言語に障がいのある方のための

# NET119・緊急通報システム



急病やケガ

火災

災害

事故

スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

登録方法については、各消防本部にお問い合わせください。



## 平塚市・大磯町・二宮町 共同消防指令センター

〒254-8686 平塚市浅間町9-1  
平塚市役所本館3階  
TEL.0463-21-3240  
FAX.0463-24-0119



## 平塚市消防本部・消防署

〒254-8686 平塚市浅間町9-1  
TEL.0463-21-3240  
FAX.0463-21-9607(消防本部)  
0463-23-0655(消防署)

### 【出張所】

#### 大野出張所

〒254-0082 平塚市東豊田448-3  
TEL. 0463-52-0119

#### 海岸出張所

〒254-0822 平塚市壘平12-4  
TEL. 0463-33-0119

#### 南原出張所

〒254-0065 平塚市南原1-26-8  
TEL. 0463-34-0119

#### 神田出張所

〒254-0002 平塚市横内1018  
TEL. 0463-55-0119

#### 金目出張所

〒259-1201 平塚市南金目1256-1  
TEL. 0463-59-3119

#### 旭出張所

〒254-0906 平塚市公所702-6  
TEL. 0463-59-8119

#### 土沢分遣所

〒259-1204 平塚市上吉沢395  
TEL. 0463-58-6119



## 大磯町消防本部・消防署

〒255-0003 中郡大磯町大磯1075  
TEL.0463-61-0911  
FAX.0463-61-7412

### 国府分署

〒259-0114 中郡大磯町月京6-10  
TEL. 0463-73-0119  
FAX. 0463-73-0119



## 二宮町消防本部・消防署

〒259-0131 中郡二宮町中里711-1  
TEL.0463-72-0015  
FAX.0463-72-0117



整備には平塚競輪の収益金が  
役立てられています。